

「令和2年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の誤りについて

- 「令和2年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」について、15ページの「記載例4」に掲載している「令和2年分 給与所得の源泉徴収票」の各欄のうち、「住宅借入金等特別控除の額」欄に、下表のとおり誤りがありますので、訂正いたします（赤枠部分）。

**記載例4** 5人以上の控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族がいる場合

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 東京都千代田区霞が関3-1-1 霞が関アパート501号	(受給者番号)									
		(個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2									
		(役職名)									
		氏名 (フリガナ) コクゼイ タロウ									
		名 国税 太郎									
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額	
給与・賞与	内 千円 7 074 500	円 5 267 050	円 4 844 604	円 0							
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数
		有	任有	千円	円	特 定	老 人	そ の 他	人	特 別	そ の 他
○		380	000	1	1	1	4	5			2
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
内	千円 1,084	円 604	円 120	円 000	円 50	円 000	千円 34	円 600			
(摘要)											
(1)国税五郎 (2)国税六郎(非居住者) (3)国税幸子(年少)											

誤

**記載例4** 5人以上の控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族がいる場合

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 東京都千代田区霞が関3-1-1 霞が関アパート501号	(受給者番号)									
		(個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2									
		(役職名)									
		氏名 (フリガナ) コクゼイ タロウ									
		名 国税 太郎									
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額	
給与・賞与	内 千円 7 074 500	円 5 267 050	円 4 844 604	円 0							
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数
		有	任有	千円	円	特 定	老 人	そ の 他	人	特 別	そ の 他
○		380	000	1	1	1	4	5			2
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
内	千円 1,084	円 604	円 120	円 000	円 50	円 000	千円 21	円 100			
(摘要)											
(1)国税五郎 (2)国税六郎(非居住者) (3)国税幸子(年少)											

正

- 「住宅借入金等特別控除の額」に記載される金額は、「21,100円」となりますので、ご注意ください。
- (注) 国税庁ホームページに掲載している手引は、上記の誤りが訂正された後のものとなっています。